

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公表番号】特表2016-539470(P2016-539470A)

【公表日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2016-533642(P2016-533642)

【国際特許分類】

H 01 R 13/44 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/44 J

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月4日(2017.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 嵌合コネクタのコネクタピンの受承のためのソケット孔(52)を備えるハウジング(54b)；

- 前記ソケット孔(52)を覆う第1の端位置と前記ソケット孔(52)を覆わない第2の端位置との間で直線移動可能に設けられたシャッタ(58)；及び

- 前記シャッタを前記シャッタの前記第1の端位置へと付勢するよう適合された付勢手段(60)

を備える、電気コネクタ(50)であって、

前記付勢手段は、巻きばね部分(60c)によって相互接続された第1の脚(60a)及び第2の脚(60b)を有する少なくとも1つの捩りばね(60)を備えることを特徴とし、

前記第1の脚は不動であり、前記第2の脚(60b)は前記シャッタ(58)の上端部(58b)上に静止し、

前記巻きばね部分(60c)は、前記ソケット孔(52)の延長部に対して横断方向に、前記電気コネクタ内に水平に延在するピン(64)によって、支持される、電気コネクタ(50)。

【請求項2】

2つの捩りばね(60)を備える、請求項1に記載の電気コネクタ(50)。

【請求項3】

前記シャッタ(58)の前面は2つの傾斜表面(58a)を備え、前記2つの傾斜表面(58a)はそれぞれ、プラグピンを各前記ソケット孔に挿入する間、各前記プラグピンの先端と協働するよう適合される、請求項1又は2に記載の電気コネクタ(50)。

【請求項4】

前記ソケット孔は、好ましくはグランド用の1つの中央ソケット孔(52a)、及び各電気相用の2つの相ソケット孔(52b)を備える、請求項1～3のいずれか1項に記載の電気コネクタ(50)。

【請求項5】

前記2つの相ソケット孔(52b)の相互距離は約3ミリメートルであり、前記中央孔(52a)と各前記2つの相ソケット孔との間の距離は約4ミリメートルである、請求項

4に記載の電気コネクタ(50)。

【請求項6】

1つの前記捩りばね(60)が、前記中央ソケット孔(52a)のいずれかの側に配設される、請求項4又は5に記載の電気コネクタ(50)。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の電気コネクタ(50)を備える、電気モジュール(10)。